

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（392）
2. 日時：令和4年9月2日 13時30分～13時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官※、江崎企画調査官、  
秋本管理官補佐※、藤原主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
伊藤安全審査官、小野安全審査官※、日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他10名

原子力事業統括部 原子力設備グループ（担当課長）※、他6名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 3）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 1）
- （3）泊発電所循環水ポンプ建屋内におけるクレーンと大型ポンプとの位置関係について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁藤原です。時間になりましたのでヒアリングの方始めたいと思います。今回その提出された資料について、確認をしましたので、
0:00:15	いつもでしたら、北海道電力の方から説明をして、そのあと質疑という形をとっているところでございます。
0:00:25	ただ、今回の資料ですね、ちょっとヒアリングとしての説明が可能な状態ではちょっとないというふうにちょっと考えてます。
0:00:35	その理由といいますのは、ちょっと
0:00:41	できれば、現地確認の前にちょっと一番確認したかったその循環水ポンプ建屋の
0:00:46	天井クレーンだとか、そのポンプ建屋そのものをどうするかというのはちょっとあまりちょっと記載がなく、それは、多分今回の資料が、
0:00:56	おく一外を対象にしているものであって、多くないがちょっと全くちょっと数字状態になっていることから、多分ちょっと今、かなりちょっと省かれてしまったのかなんで、
0:01:09	これはちょっとだから、本当方針ちょっと見なきゃいけないところがちょっと今、そもそもちょっとそれがなかった。
0:01:15	てのがまず1点で、スマートオクもやっぱセットで見ないとなかなかわかりづらかったというところも、今2点目。
0:01:21	あと、ちょっと上位クラス施設として、津波防護施設関係これが一部、ほぼごく一部しかちょっと記載がなくてですね、例えば今回新たに設置する防護施設、
0:01:34	ちょっとちょっと結構なく、その周りのだから下位クラスの施設とかもちょっとなかなか、
0:01:41	やっぱわかりません。この資料だとですね。
0:01:44	四つめぐらいとして図面がちょっと結構いろいろ不足がちょっとしてるような印象を受けました。これちょっと本当感想だけにはなるんですが。うん。
0:01:54	コマツの混合、ちゃんと図面をたくさん追加した方が、わかりやすくなっております。
0:02:01	当資料ちょっとさらっと見たところ、屋外施設に関して、買い替え数、施設を抽出した過程ですね、これはちょっとあまり、
0:02:11	ございませんでした。要は多分結論だけパツと出ておりま、これもしかしたら従前のプラントもそうだったのかもしれないですけども、まずはちょっと北電として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	本当にどういうふうな作業、プロセスを経て、その網羅、まず、まず網羅ですよね。
0:02:27	週に、例えばある建屋が、ガラスの主はどういう、
0:02:31	施設があるかでそれが、それでこれらの節理と離隔を確保していますだとか、或いはそのSsで壊れないようにしますだとかいろんな方針があると思うんですけどそういうのをまず、
0:02:42	網羅、あとそのあとの方針、きちっとロジックを立ててへの説明が必要なのかなと。
0:02:50	より具体的T2 というところの資料を、そうですね。
0:03:01	これは、
0:03:02	設計基準対象施設の適合状況についての第4条の分厚いやつですか。
0:03:09	この右下142ページから、
0:03:14	続くところ、ここは結構
0:03:18	図がちょっと不足してさっき言った図が不足してこの辺も図が不足、あと、結構断面もどこ起きてるかわからないし後、
0:03:27	下位クラス施設が、
0:03:29	どれで後でそもそも上幾ら施設がどうなのかっていう話はちょっとあんまりないんですね。ですので、
0:03:37	ロジックという観点ではまず、ちゃんと上位クラス施設が何であるかっていうのをまず明示する。その上で、下位クラス施設が、
0:03:45	どうなのか。
0:03:46	多分この442ページでいくと多分貯水堰だとか取水口、取水機能だとか、上位クラスでしたら、その下位はこいつらです。それぞれについてこういうふうな対応をとる、或いは、
0:03:59	これは個別の商社としても、
0:04:01	機能に影響がないというのをきちっと全部網羅して、説明が必要なのかなと。
0:04:08	いうところが本ということですね。特にこの142ページ以降は、L型擁壁、両括弧Aだとか、今その144ページみたいなんですけどL型擁壁両括弧B。
0:04:21	と書いてあるんですけどその下に何か護岸コンクリートがあるのにもかかわらずこれらの言及が、
0:04:26	多分ないとか、要は、だから多分最終的な結論このピンク色でいいのかもしれないんですけど、じゃあこの護岸コンクリートをどうやって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:33	省かれたんですかって言う過程ですね、それちょっと今ないのでなかなかこれは、うん、これはちょっとまだちょっと日和に足る資料にはちょっとならないのかなという印象をちょっと受けてございます。
0:04:49	はい。
0:04:50	広報グループ、
0:04:55	規制庁の江寄ですけども、今のところで言うと、ロジックが、
0:04:59	我々してわからない、いわゆるこの、
0:05:03	は、
0:05:04	いわゆるSsに対して耐性を持た健全性を持たせますっていうことは書いてあって、Bの方は、例えばその上の上部、
0:05:14	口頭ですねそれが落ちても大丈夫ですよとしか言っていないくて、じゃあその下部の部分の、
0:05:20	護岸コンクリート部。
0:05:22	ていうのは何も書いていない。
0:05:25	だとしても考えてみれば健全性が保たればほぼ同じ断面形状のものであれば、維持できるのかな、維持できるというよりも、
0:05:35	健全性を確保できるという過程にあるのかなと思うんですが何も書いていないし、
0:05:40	そこの考え方ですね。じゃなくてもまあ、これもし全部5番も当社としても、次いつ性を確保できると。
0:05:48	もう考えられなくもないし、その辺がロジックが、
0:05:54	明確に書かれていないのでわからないって、そんな、あまり難しい話じゃないんですけど、確かにこれバックチェックとかあの辺でもそういう話してたかもしれないし、工認段階決工認なんかでも、
0:06:05	この資料で説明していたのかもしれないですけど今現時点の、審査レベルから考えて、これでは疎通性を確保できてるっていうのは、読み取れないですねっていうことなんですね。
0:06:17	それをちょっと理解していただいて、もう一度、ロジックを明確にさせていただきたいと思います。
0:06:29	はい。規制庁藤原です。ちょっと今回、資料っていうのは今までの、ちょっと若干細かいところも私、突っ込んでしまいましたけども、ちょっと、一応ちょっと今回のヒアリング資料は重要な説明でちょっと、
0:06:42	できないのかなというところがあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:44	今言ったのは大ざっぱな子、ちょっと後の方でちょっと細かい話もちよつと、ちよつと必要ここはちよつと、いや、ちゃんと費不足しますよというのは言いますけども、
0:06:55	原則として今言った大きな項目についてを、ちゃんと資料に反映させて、改めて1回目のヒアリングですね、これは申し込んでいただきたいと思っております。で、
0:07:05	当室内で一応これに対してちよつとまた後で再最終的にちよつとお話が、
0:07:11	返事をいただきたいと思っておりますが、私ちよつとこちらの方から、もう一方的に、ここはちよつと不足してるので申し上げさせていただきます。
0:07:26	はい。衛藤規制庁じゃないですちなみにちよつと細かい話で申し訳ないんですけども、循環水ポンプ建屋のところですね。
0:07:35	ここについては何だっけな。
0:07:39	ちよつとコンコン後で、釜谷。
0:07:49	3号の循環水ポンプ建屋及びスクリーンですね、これについてはきちつと波及的影響の観点での説明を今後してください。
0:08:00	その際には、まず、建屋そのものが
0:08:04	壊れないんですかとか、
0:08:06	これ建屋っていうのはあるんですよね。木曾含めですね、今回確か、資料3として
0:08:14	区域層をつけていただいていますね。
0:08:19	資料3の、
0:08:21	これは10ページ、右下10ページですね。
0:08:24	この杭が示されて、
0:08:28	今、
0:08:29	結果的になんてすかね。
0:08:31	この杭がもし仮に損傷し建屋が傾き、そのせいでクレーンが落下、
0:08:40	同軒懸念がもしあるのかとかいうのがちよつと今わかりません。
0:08:45	なので、まず天井
0:08:48	クレーンがSクラス施設に波及的影響を及ぼさないかという観点で、じゃあそのクレーンを支えるものは何ですか。
0:08:57	JAFクレーンっていうのはその建屋の側部にあるランウェイガータとがありますよね。それがじゃあどうなんですか。じゃあそのランウェイガータが固定されている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	建屋の壁がどうなんですか。建屋を、の基礎であるこのフーチング、基礎版かな或いは杭基礎、それがどうなのかとかですね。
0:09:18	その通りちょっと順序立てて、論理的に説明いただき、旧TK級はないか、これを今後説明ください。それがちょっと私が、
0:09:29	細かいところでちょっと気になったところです。この辺、
0:09:33	そうします。
0:09:35	規制庁だけですが今日はヒアリングの
0:09:39	資料としてまだ十分じゃないってことであれなんですけどちょっと気になっているのは、
0:09:45	Sクラスの監査人支持構造物に及ぼす影響も、ここではあるけど、
0:09:52	もう一つ課題として取り上げなきゃいけないってことがありますんで、
0:09:56	今言った話だと、もうフジワられたのは分解ヤードの、
0:10:01	基礎フーチングの話だと思うんですけど、基礎フーチングが、例えば海水撮れないストレーナが乗っかってるもの、または非常用海水ポンプがかかっているか、ピット。
0:10:12	これとですね、割と好きが割と数センチぐらいだとは思んですけど他の、
0:10:20	他サイトの実績から見っていくと粗相であるならばその衝突問題ってのが出てくるので、これは波及的な影響に関係してきますので、
0:10:28	そういった面でも、一応、検討していただきたい。
0:10:33	ということだけ加えています。オオタサイト実績のある事例から考えると、ということで、単なるSクラスの設備そのものにぶつかるぶつからないだけではなくて、当然その、
0:10:45	間接支持構造士の機能を失えば、Sクラスへの波及的な影響が出るわけですからそういった目でも見てくださいねってということだけお伝えしときます。
0:10:57	はい、じゃあ、江藤今野、今までの県の中で今回改めて説明はちょっと不要ですが、何か
0:11:04	疑問点、或いは、ちょっとこれわあ、
0:11:08	言いたいことがもしわかりましたらほくぎんさんの方から何かございますか。
0:11:23	ガイド電力河本です。いろいろご指摘いただきましてヒアリングにちょっと正しい状況はないということで、はい。今後から改善していきたいと思います。江藤。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:34	おっしゃられたことははい、わかりましたので、今後対応していきたいと思います。以上です。
0:11:40	はい。規制庁布田です。わかりました。はい。今回のお話の件を踏まえて、ちょっと今回のヒアリングというのは、現地調査、ごめんなさい、現地確認家の前にいろいろとちょっと、
0:11:53	説明をとということで古井の方で設定されたヒアリングというのは十分理解は、
0:11:59	いたしましたが、今回の資料ちょっとまだあまり不十分な説明状況でないことから、再度繰り返しますが改めて1回目のヒアリングを申し込みをお願いします。
0:12:09	では、北電の本店さんもよろしいですか。
0:12:15	はい、北電の本店了解です。
0:12:17	はい。その他規制庁側で会議室及びテレビ会議で参加の方向か付け加えることございますか。
0:12:30	すいません北海道電力石川ですけどさっき河本リーダーから、特にございませんってことだったんすいろいろな項目、言われましたけども、この場で確認しとかなないと後でわかんなくなってしまうってことだ。ないですか。大丈夫ですか。はい、わかりました。結構です。
0:12:47	はい。江藤。じゃ、井崎さんどうぞ。
0:12:52	あと、指導として、あと、我々でちょっと現地を見させていただくときにわかるかもしれないんですけど、
0:13:00	後ろとして示していただきたいのは、
0:13:03	例えば、資料3の10ページ見ていただくと、
0:13:08	その分解ヤードポンプピットの上に、それぞれみんな建屋が建っていて、
0:13:14	それって、
0:13:15	あれですよね一つの建屋になっていて、多分、
0:13:19	そうした場合建築基準法でいうと、一種、
0:13:24	基礎構造の、
0:13:25	建屋になるんですよ、建築物になる。
0:13:28	そうすると、
0:13:29	基本的には上部工の構造は、多分、
0:13:32	振動状態が変わってくるんでどっかセパレートで分けてると思うんですよ。多分、構造的に普通それか、一般設計で考えたら、
0:13:41	そうすつとどこかで何かジョイントとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:44	何ですか。
0:13:45	あると思うんで、そういったものをある程度図示するなり説明いただきたいなと思っていて、
0:13:52	ちょっと気になってるのは、
0:13:54	医師、もしセパレートで分けた構造であるならば、クレーンガーダは針は多分1本通しないといけないはず。
0:14:04	要は天井クレーンとして機能しなくなるので、
0:14:06	そういった、もし、建屋、
0:14:10	自体が、相対変位が二つの一つの建物で二つに分かれるような状態のうちの相対変位を、
0:14:17	どのように吸収して、
0:14:21	何だろう、大府ガーダー
0:14:23	電力連に影響をさないように、
0:14:27	仕組みを作っているのかというのがよくわからなくて、その辺の図面とかそういうのが何も見当たらないので、その辺の説明は今後、
0:14:36	説明していただきたいなと思ってます
0:14:38	建築確認を迫っているんで、
0:14:42	その時も含めて、その辺は我々も見たいなとは思っていますけど
0:14:49	審査として、基本的にそこらが多分波及影響の方の一つのキーポイントになるのかなっていう我々その審査の大きいポイントになるのかなと思ってますんで、その辺に関しては、
0:15:01	詳しい説明をしていただきたいなと思って、今後思ってます以上です。
0:15:22	北海道電力の高橋です。
0:15:25	概要だけなんですけども、建屋としては、取水ピットポンプ室側の上屋というものと、分解ヤード側の上屋ということで完全に独立しております。そこを、
0:15:35	当然エキスパが来て、処理しておりますのでそれは現地でご確認いただけるということでござい。
0:15:40	特例についてはまた当日、現地の
0:15:43	方で、
0:15:44	また資料を準備して、ご説明状況をご説明したいと思います。以上です。
0:15:54	そしたらその他委員と、もしよろしければ今日のヒアリングは以上とさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。